

社会福祉法人 積慶園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人積慶園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定に関わらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬の額は、各年度の総額が金20万円を超えない範囲で別表1に定めるとおりに支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬は、評議員会又は理事会への出席など法人・施設運営のための職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員出張に関する規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は平成30年7月31日から施行する。

令和4年6月27日 一部改定

別表1 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
評 議 員	会議等への出席の都度 1人一律：3,100円
常 勤 役 員	該当者なし（職員として給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度 1人一律：3,100円
監 事	監査の都度 1人一律：3,100円
	会議等への出席の都度 1人一律：3,100円

※ 報酬のうち、100円は所得税として控除。

※ 決議の省略の場合、報酬の支給無し。

別表2 費用

住所地	支給額	※JR 京都駅を拠点とし、最寄り駅にて算出。（私鉄の場合は私鉄にて算出。） 京都駅よりの市内交通費は 500円×往復を加算。
京都府宇治市	1,500円	
京都府京都市	1,000円	
兵庫県川西市	3,000円	